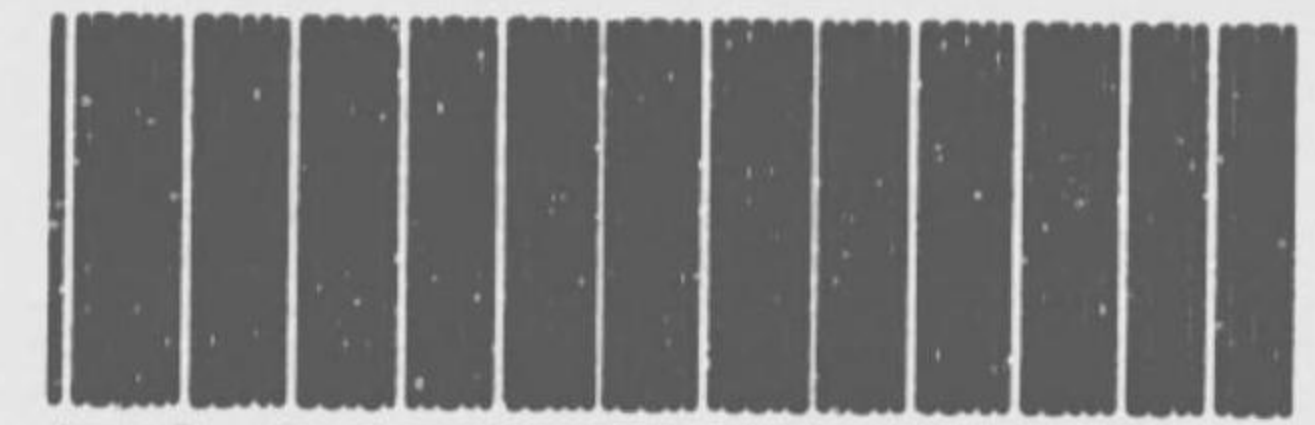


A99  
ZM13  
6

満蒙問題の実相  
露支調査28

国立国会図書館



\*0010772000\*

0010772-000

A99-ZM13-6

満蒙問題の実相

神戸商工会議所・編

神戸商工会議所

露支調査第二十八輯

1931

ABJ



FE8X-4

A99  
ZM13  
6

露支調査第二十八輯  
(昭和六年七月)

滿蒙問題の實相

神戸商工會議所

A99  
ZM 13  
6

は し か き

近時滿蒙問題に關して世上論議の聲高く、我國既得の權益は刻々危殆に瀕しつゝありとて切りに憂慮せられてゐる。それは勿論支那側の政策若くは宣傳等に強き刺激を受け、事態の容易ならざるを痛感しての事であり、随つて問題發生の直接的動機は主として支那側の行動に原因すると解すべきであるが、而もこれを冷靜に觀察して滿蒙に於ける如何なる事實、如何なる事由により日支兩國間にしかく深刻なる事態の激成を豫想せなければならぬ様になつたか。吾人は先づこの要點を正確に見究むることが何よりも急務と考へる。この見地よりして滿蒙に於て我が權益の蹂躪せられたる事例を主體として、近時瀕發の各種不法事件に就き事實に即して調査編纂せるものが本書である。

滿蒙問題は現在日本が直面して居る重大且つ緊急の問題であつて、其の解決如何は日本の存亡に關する。之が解決には國民全般が支持する一つの大方針が確定さるゝ必要があり、之には彼地の實狀知悉の緊要なること論なし。この見



1093125

地よりして本書が江湖諸彦の参考にもなり得れば幸甚である。  
最後に本編作成上貴重なる資料を賜れる在滿各商工會議所に對して深甚の謝  
意を表する次第である。

昭和六年七月中院

理事 福本義亮

露支調査第二十八輯 (昭和六年七月)

滿蒙問題の實相

目次

第一 滿蒙特殊權益の本質.....	一
第二 歴代内閣と滿洲の事件.....	四
第三 滿蒙に於ける我が權益の蹂躪せられたる事例.....	二二
一、鐵道政策に依る滿鐵壓迫問題.....	二二
二、關稅政策に依る經濟封鎖問題.....	三〇
三、國內稅制政策に依る附屬地經濟封鎖問題.....	三三
四、支那の輿圖運動自強運動に由來する反日事項.....	三七
五、一般對日不法事件及朝鮮人壓迫問題.....	四一
第四 支那及滿蒙問題に關する日本商工會議所の對策.....	四七
第五 結 言.....	四八

## 滿蒙問題の實相

### 第一 滿蒙特殊權益の本質

特殊權益とは特殊權利と特殊利益とを合稱したる近頃の新製略語で、特殊權利は一般權利に相對する觀念である。一般權利とは、特定の一外國の國民に限らず總ての條約國の國民が最惠國條款を有する限り當然之に均霑し得る權利で、例へば對手國の領土内に往來居住し、商工業其の他適法の業務に従事するの權、領事官の特定地に駐在するの權、その外對等國間にありて日常互に行使せらるゝ所の通商航海上の諸般の權利の如き、又特權的性質のものであつても、最惠國條款により各國の均霑し得る例へば領事裁判權の如きはそれである。而して之に相對して特殊權利と稱すべきものは、近接領土たる關係其他會該締約國間限りの特殊の事情の下にのみ成立すべき理由に於て締結せられたる特別の條約に由り（又稀には既成事實に基き）特別に設定せられ、他國の之に均霑するを許さざる所の一國獨占の權利である。

特殊利益とは則ちその基礎たる特殊權利を行使する結果として、若くは一般權利の行使に基く自然的且つ平和的の國際競争上に優勢なる結果として、多くは經濟上の、又稀には政治上若くは軍事上の或る施設經營を見るに至つたとし、且つその施設經營の興廢が國家の政策上に或る程度の重要性を有し、随つて相手國若くは第三國が之に侵害を加ふる場合には、國家の力を以て之に對抗することを要求せしめ

ると云ふ程度に於ける現實の利益がそれである。而して其の現實の利益即ち特殊利益の實在する所の相手國の領土に對する本國の緊密なる關係を普通に特殊關係又は特殊利益關係と稱するのである。

滿蒙が日本にとつて國防上に經濟上の生命線であることは今更暇を要しない。乃ち日本はその生存權として滿蒙に於ける特殊權益を享受するものであつて、滿蒙特殊權益に對する一切の脅威は則ち直に日本の存立に對する脅威である。この兩者の關係は英國の埃及に於ける、米國のニカラガにおけるそれに比し遙かに大であり且つ密通なるものがある。若し埃及なりニカラガが國防上の關係によつて英米國の特殊地域なりとせば、國防に加ふるに經濟的關係に於ても本質的に特殊關係にある滿洲は、日本に取つてはより以上の特殊地域と言はねばならぬ。随つて滿蒙特殊地域の安寧と福祉とは、日本自身の平和と安全に對し本質的致命的に重要關係をもつて居るものであつて、今日までこの特殊地域に對する日本の行動は日本の存立上實に已むを得ざるものであつた。故に日本がこの地域に對する一切の壓迫と攻撃を防衛することは日本に取つて已み難き自衛手段に外ならない。日本は常にこの特殊地域に對する自由行動を妨げないとの明確なる諒解の下に對外關係を保持して居るのである。

而も更に緊要なるものがある。日本對滿蒙關係の歴史的事實と日本の滿洲に對する努力乃ちこれである。端的に言へば滿洲は日露戰爭直後名實共に日本と切つても切れぬ關係を生じて居るのである。即ち遼東遼南後滿洲に事實上占領せられて居た滿洲を露國の手より奪回し支那に返したのである。蓋し當時李鴻章ロソフ間に訂約せられた秘密條約を以てしてもこれを立證して剩りがある。

斯くして日本は事實上の勢力國內たる滿洲に支那の主權を認めて友邦の義を盡し、更に自ら二十餘億

の國幣と十萬の貴き生靈を犠牲とし、更に十五億圓近くの投資に依り我々營々、荒蕪たる曠野をして遂に今日あるが如き樂土たらしめた。今日の滿洲が支那の寶庫として存する所以は一つに日本の賜物に外ならぬ。而もこの樂土の經營と存在によつて最も多くの利益と幸福とを享受して居る者は、日本人に非ずして寧ろ支那人自身である。この沿革と、この犠牲と、この貢獻とは、日本の滿洲に於ける特殊地位を更に決定的に本質的たらしめるものでなくて何ぞや。

斯くて滿洲に於ける日本の特殊權益と地位とは支那並に列強の覬覦をすら許さぬ確固不拔の強味を有し、殊立千仞、五洲に聳立して居るのである。所謂不平等條約、所謂國際不利益などの觀念を以て之を衡量すること夫れ自身が已に大きな錯誤に外ならない。

この大なる錯誤を知るや知らずや、不幸にして陥つたのが國民政府の對外政策である。彼等は何等の自覺何等の内省もなく、更に亦不平等と惡平等の區別にも想到せず、國民政府が自己の立場を擁護せんがために之を徒に內政問題に振り向け只だ只管國際平等を企求する餘り、遂に我が滿洲に於ける特殊權益をも所謂不平等關係なりと誤認し、これが回收を云々するに至つた。曾ては塞外東胡の地として外國視せし滿洲が、今日かの寶庫となつたのを見て更に垂涎之を求めると至つたのである。加之、彼等は日本の寛容と隱忍とに乗じ、卑劣なる術策外交と不合理なる革命外交の手段によつて應對しつゝある。思ふに昨年以來の國民政府對日外交特に對東北政策と彼地に頻發して止まざる各種對日不祥事件は、一として日支兩國間の溝渠を深からしめざるものはない。

斯くて滿蒙問題は昨年以來遂に日支間の外交壇上に上された。誤れる認識と謬れる手段により觸るべ

からざるものに觸れた結果は、遂に今日の日支兩國國民間の乖離となり、今や將に日本國民の公憤を激發せんとする危機に直面してゐるのである。

## 第二 歴代内閣と滿洲の事件

大正十三、四年頃即ち華府會議以後今日に至る滿洲に於ける支那の對日態度は、從來の政治的なりしに比して經濟的であり、理想的なりしに對して實質的となつたのである。更にこの期間を支那側の採つた對日政策の實績から見ても前後の兩段に分けることが出来る。即ち大正十三、四年頃から昭和五年までを鐵道政策による滿鐵壓迫時代、昭和五年の日支關稅協定成立に絲を引いて、昭和六年を不當關稅による經濟封鎖時代と云ひ得るのである。仍て之等の諸問題を一括して年代順に滿洲の大事記を書き並べざる事とするが、注意すべきは本年四月以降問題が漸く繁くなり、五月より六月に入つては滿洲各地殆んど連日各種事件の續發を見てゐることである。

明治三十八年 桂(一)内閣 (三四・六一三九・一)

九月 ポーツマス條約調印

十月 ハタマン滿鐵買収案提議

十二月 日清善後協約調印

同 三十九年 西園寺(一)内閣 (三九・二一四一・七)

五月 關東總督府を支那の抗議により都督府と改稱

九月 滿鐵創立、後藤新平氏初代總裁に任命

同 四十年

後藤總裁 (三九・二一四一・七)

四月 東三省總督令施行、徐世昌總督就任

五月 支那側滿洲の日露勢力の抵制に留意し初む

五月 新奉線を支那側へ讓渡

六月 吉長線布設契約成立

十一月 英系法庫門線問題起る

同 四十一年 桂(二)内閣 (四一・七一四四・八) 中村(是)總裁 (四一・二二一四二・二一)

十一月 高平、ノート協約

同 四十二年

徐世昌滿鐵鐵道敷設並に葫蘆島築港を策す

二月 日露第二協約締結

八月 安奉線改築協定成立

九月 滿洲五案件條約成立

一、法庫門鐵道布設中止

二、大石橋―營口間滿鐵枝線布設

三、撫順、煙臺炭礦採掘權獲得



四、右以外炭礦は日支合辦事業とす

五、京奉線を奉天根城まで延長(附屬地クロツス)

右の内第五項京奉線を奉天根城まで延長云々即ち滿鐵クロツス問題は後年支那の滿鐵包圍線完成の二大要素として重大問題化するものなるが、當時の取極めによれば瀋陽驛を單に京奉線の始發驛とする條件附にて滿鐵線クロツスを承認したるものである。

九月 關島領城問題解決

東支南線對日賣却説と伊藤公の横死

十一月 ノツクスの滿鐵中立案提議

同 四十三年

一月 米系錦受線布設上許さる

四月 吉長線起工

同 四十四年 西園寺(二)内閣 (四四・八一 大正元・二二)

四月 四國借款團成立幣制實業借款提唱

七月 日英同盟改訂

十一月 安奉線竣工

錦受線布設行儀む

大正元年 桂(三)内閣 (大正元・二二―二・二)

二月 民國成立、袁世凱大總統就任

五月 安東國境三分一減稅取極

六月 六國借款團成立

十月 吉長線竣工

同 二年 山本(一)内閣 (二・二―三・四) 野村總裁 (二・二―三・七)

十月 滿蒙五鐵道契約成立

一、四平街―鄭家屯

二、開 原―海龍城

三、長 春―洮 南

四、洮 南―熱 河

五、海 龍―吉 林

同 三年 大隅(二)内閣 (三・四―五・一〇) 中村(雄)總裁 (三・七―六・七)

三月 鞍山探礦許可を得

六月 滿蒙に於ける鐵道利權問題聲明

同 四年

四月 四鄭線起工

五月 二十一日條日支交渉調印

商租權問題も本交渉中に包含されてゐるが、支那側は直に懲辦國賊條例を發布(六月)して事實上商租權の行使を不能ならしめ、更に其の細則協定を拒み往萬今日に至る。日支交渉を轉期に排日熱全支に起り、滿洲に於ても形成不穩となり奥地在留民に引揚命令發せらる。

同 五年 寺内内閣 (五・一〇—七・九) 國澤理事長 (六・七—八・四)

七月 袁世凱没、張作霖奉天督軍兼省長となる

八月 鄭家屯事件、宗社黨の義舉竟に敗る

同 六年

十一月 石井・ランシング協定調印

四鄰建設工

對日土地商租禁止令問題起る

吉會續借款契約成る

同 七年

五月 日支軍事協定締結

六月 吉會續布設契約調印

環春事件

七月 新借款團成立

八月 吉黑林續契約調印

九月 滿蒙四鐵道覽書交換

一、開 原—吉林

二、長 春—洮 南

三、洮 南—熱 河

四、洮 南—熱河の一地點より海港(葫蘆島)に至る間

張作霖東三省巡閱使就任

撫順—奉天間送電及電車布設に支那側反對

同 八年 原内閣 (七・九—一〇・二) 野村(二)社長 (八・四—一〇・五)

原新内閣對支白紙主義を標榜

奉吉戦起る、此の時滿鐵は奉軍の輸送を拒絶

宣統子事件

十一月 巴里講和會議

同 九年

三月 支那側東支鐵道回收

五月 洮南—熱河—海港線を新借款團に提供並に借款團日本の滿蒙除外要求を承認

七月 安直戦に際し奉軍入關

奉天附屬地擴張反對

東蒙、四鄭沿線牧畜計畫反對

邦人所有炭坑全部沒收

吉會線布設交渉効を成さず

同 十年

四月 鄭通線起工

五月 吉會線續借款契約締結、排日派の妨害で工事着手不能

七月 日英同盟満期結了

高橋内閣 (一〇・一一一一・一六) 早川社長 (二〇・五一一一・二〇)

十二月 華府會議開かる

同 十一年

二月 華府會議に於て幣原全權我が滿蒙優越權放棄聲明、他方埴原代表の宣言で關東州租借權と滿鐵に對する權利は確實となる。

永尾博士は同聲明中の但書により前項洮南―熱河より海港に至る一線を新四國財團に提供したる以外、我が既得權及將來新線布設を要求する權利は些かも失はれずと解して居る。

四月 第一奉直戰々端開始さる

六月 東道溝事件

九月 張作霖東三省保安總司令に就任

滿鐵沿線郵權回收要求

十一月 鄭通線竣工

同 十二年 山本(二)内閣 (一一・九一一三・二) 川村社長 (一一・二〇一一三・六)

三月 支那側旅大還附を要求

四月 中部支那に對日經濟漸行運動起る

北支離民の滿洲移住始まる、同時に鮮人の北滿流入著しく支那側漸く鮮人問題を重視す

同 十三年 清浦内閣 (二三・一一一三・六)

一月 支那側大正四年の日支條約廢棄を通告

二月 奉天側關東州裁判權回收要求

四月 東北交通委員會創設

汪精衛たる東北鐵道熱に組織と統制を與ふべく生れたもの、後年滿鐵壓迫の策源地となる、蓋し鐵道政策による滿鐵壓迫の第一頁は之より始まる。

五月 奉天側附屬地教育權回收要求

奉天側利權の外溢防止を決議

奉天側商租權交渉阻止を決議

八月

加藤高(二)内閣 (二三・六一四・八) 安廣社長 (二三・六一四・七)

第二奉直戦の戦機熟す、此の時滿鐵は奉軍の輸送を拒絶す  
この事は張作霖をして軍事上の必要より打通線の自辦布設を固く覺悟せしめた。

九月

洗昂線布設工事請負契約成立

滿鐵の北進主義の現はれ、露國側支那へ抗議すれども効無し。

露の代償として瀋海線有設備を放棄

其の結果同線の支那自辦敷設を默認することとなりたるが、これ滿鐵競争線布設の備をなし後に打通線、吉海線等の支那側自辦布設の好口實となつたものである。尤も滿鐵としては滿鐵培養線たらしむるの算段なりしが、支那側のクロス協定破棄並に北寧線との連絡敢行により完全に競争線化するに至つた。

十二月

奉天當局商租權交渉阻止を決議

同 十四年

五月

五四運動、五卅事件等排日高調

六月

洗昂線起工(二二四杆)

七月

支那側瀋海線起工(三一九杆)

支那が自國技師と自國技術を以てしたる鐵道建設の嚆矢。

十一月

郭松齡叛亂

加藤高(二)内閣 (二四・八一五・二)

昭和元年

若槻(一)内閣 (一五・一一一昭和二・四)

一月

東支鐵道長官イワノフ支那側に逮捕さる

支那側打通線起工(二五二杆)

果然條約違反の故を以て日本側嚴重抗議すれども支那側肯かず、默殺の第一例を開く。

六月

吉敦線起工

七月

洗昂線竣工

十一月

奉天銷場税問題

同 二年

田中内閣 (二・四一四・七)

山本總裁(二・七一四・八)

五月

支那側吉海線起工(一八三杆)

本線は滿蒙四鐵道協定による日本の布設權保有線なるも支那側は日本に無断にて建設起工す、日本の抗議は顧慮せらるゝなく默認の形となる。

六月

張作霖大元帥就任

七月

洗昂線工事費決算交渉に支那側應せず(元金一二、九二〇、〇〇〇圓、利子三、四八〇、〇〇〇圓)

八月

瀋海線竣工

十二月 支那側打通線竣工、東北西部幹線成る

田中内閣時代にも滿鐵平行線の故を以て抗議したるも、支那側は顧慮せざるのみか却つて工を急ぎて完成す。

同 三年

一月 洗昂線日本顧問の會計運署権を無視

三月 滿鐵、瀋海連絡協定を無断破棄

瀋海、北寧連絡を開始

本問題は滿鐵タロックス協定の破棄を意味し、其の爲に滿鐵が當初期待したりし瀋海線の滿鐵培養線としての機能が一轉して滿鐵競争線化したるものにて最も重大なる事件である、滿鐵再三の抗議も効無し。

洗昂線車輛の瀋海線廻用問題

五月 濟南事件

海吉、吉長兩線の接続を要求し來る、日本側承認せず

田中内閣東方會議開催

北京に於ける吉會線布設交渉進捗

平津戰線奉軍惨敗、日本國滿洲治安維持聲明

六月 張作霖爆死

七月 張學良和平通電を發す

十月 張學良國民政府委員受諾

吉敦線竣工、支那側工事費決算交渉に應せず(元金二四、〇〇〇、〇〇〇圓、利子四、一四〇、〇〇〇圓)

十一月 吉會線問題將に解決せんとして支那側の反對運動猛烈のため頓挫

十二月 東北易幟

同 四年

一月 楊宇霆、常蔭槐、張學良に銃殺さる

理由は共產黨と通謀、張作霖爆死に關係、袁古王と謀つて叛逆企圖と云ふにある。

四 洗線邦人所長外に支那人副所長設置を要求し、邦人所長の權限を牽制せんとしたるも

日本側承認せず

滿鐵、瀋海連絡開始、洗昂線車輛問題解決

奉天柳原農場事件

五月 支那側四洗借款切替實行を肯んせず(元金三七、〇〇〇、〇〇〇圓、利子一五、八九七、〇〇〇圓)

〇〇圓)

聖太保勸業公司農場事件

支那巡警の邦軍射撃事件

撫順鮮農射擊事件

漢口内閣 (四・七―六・三)

仙石總裁 (四・八―六・六)

七月

奉天憲業會社輕鐵破壊事件

大石橋邦人經營滑石鑛山襲撃事件

安東日本警官支那官憲に逮捕さる

龍井村日本警官支那官憲に暴行さる

曹海線竣工、東北東部幹線成る

八月

長春に於ける支那巡警隊の邦軍一斉射撃事件

九月

四洸、洗昂沿線の排日熱高まり、支那當局邦人との交易禁止令を發す

十一月

本年度を通じ北支難民の滿洲移住衰ふ

十二月

同

五年

倫敦會議(四月二十二日終了)

一月

開島に於ける支那官憲の日本警官に對する暴行事件

四月

支那官憲各地鮮人中、小學校を沒收

五月

日支國稅協定成立

支那の關稅自主權を承認、後に關稅政策による對日經濟封鎖遂行の素因となる。  
國民政府營業條例制定

六月

哈爾濱領事館襲撃犯人を支那側無斷解放

七月

支那側葫蘆島築港着手

八月

上達貝溝、輯安、臨江、安圖遼各地に於ける鮮人追放問題

王外交部長の滿鐵沿線郵權回收交渉提議說傳はる

北平に北方政府樹立

九月

安東國境三分一減稅恩典撤廢

北方政府崩壊し黃河以北奉天派の勢力範圍となる

十月

支那巡警及軍隊日本警官二名を殺害

北寧、瀋海、吉海三線連絡開始

十一月

支那軍隊寧古塔に於て鮮人三十名を殺戮

滿鐵年間減收三千萬圓

支那鐵道の外國貨物差別待遇實施

中央第四次全體會議の排日宣言

滿鐵の經濟的勢力驅逐、大連の商港としての威力減殺、日鮮人移民の抑壓を三大眼目とす

同

六年

輸入稅増徴、釐金廢止

東北購運事務所成立

東北政權の特産物の買占其の運輸を自國鐵道獨占及特産市場統制力を日本より奪取せんとする計畫に發足す。

二月

小型汽船の沿岸貿易禁止

内國河水航行權回收の前提と見らる。

三月

鹽鹼輸入に護照及運單の必要

四月

支那海關の戻税廢止

之がため關東州は支那輸入税を納入したる外國品を使用することとなる。

大連港に限り戻税單發行を停止

大連港を外國と見做したるものにて一面大連港に對する一大衝擊たり、滿鐵も多大の打撃を受く、前項戻税廢止と共に關稅政策に依る對日經濟封鎖を意味す。

日本漁船一掃令

自國漁業保護助成を策す。

遼寧省外交協會の排日決議

領事裁判權廢棄、鮮人對策、滿鐵回收、日本人不法行爲對策等諸案を決議す。

新聞聯合彈壓事件飛火

オイムシエール採掘に對し公文を以て抗議し來る

五月

若槻(二)内閣

治外法權權聲明

威奉天省主席土地禁賣嚴令を發す

新に營業税、統稅を賦課

國內税に依る附屬地經濟封鎖を意味す。

滿鐵統稅賦課問題、其他附屬地支那人課稅問題、日本商品の附屬地搬入禁止問題、

域内邦人課稅問題等續發、經濟封鎖と共に附屬地行政權侵害、治外法權無視の二重の

不法行爲である。

吉林當局の商埠地外人奪取を命令並に鮮人小學校彈壓再開

奉天宮山縣人會に於ける邦人凌辱事件

本溪湖附近鮮農追放事件

本溪湖石灰山の回收問題

支那中央銀行關稅兌換券發行

金本位制實施の前提と見られ、若し大連海關等でも使用せらるれば差當り正金の銀券影を没すと見らる。

廣東政府成立

六月

支那品の新輸出稅制定と大連港差別待遇

支那諸港陸揚は安價なる舊率にて大連に限り高價なる新稅率を適用す、但し奥地向は

二〇  
舊税率、關稅政策による經濟封鎖の二。  
撫順炭輸出稅協定放棄

日本及海外向輸出稅を〇・一〇海關兩より新税率の〇・三四に一躍引上ぐ關稅政策による經濟封鎖の三。

大連經由露國行外國貨物戻稅制廢止

關稅政策による經濟封鎖の四。

萬寶山鮮人追放事件

哈爾濱明治洋行事件

大石橋に於ける支那巡警の日本警官射擊事件

瓦房店四國人會に於ける邦人凌辱事件

通遼勸業公司農場工事強制中止事件

通遼外交協會分會の排日決議

日本人に借家禁止、日支鐵道交涉監視、親日商人壓迫。

不逞鮮人を殺害せる犯人の日支爭奪問題

犯人の日本側に自首せるを支那側奪取せんとす。

哈爾濱大橋領事のアグレマン事件

内田總裁 (六・六一)

附屬地外在住邦人は支那人同等取扱通令  
不歸化鮮人を支那側が裁判

この兩件は事實上の治外法權撤廢、領事裁判權否認として重大視さる。

宇垣前陸相朝鮮總督に新任、内田滿鐵總裁の新任と共に滿蒙政策の更始一新期待さる。

龍口沖にて日本漁船射擊さる

長春に於ける支那官憲の租界亂入對日本警官暴行事件

### 第三 滿蒙に於ける我が權益の蹂躪せられたる事例

最近滿蒙に於ける支那側の我が權益侵害の事例は殆んど枚舉に遑なき有様であるが、便宜上左の五項目に分けて説述のこととする。(一)鐵道政策による滿鐵壓迫問題、(二)關稅政策による經濟封鎖問題、(三)國內稅制(營業稅、統稅等)政策による附屬地經濟封鎖問題、(四)支那の興國運動、自強運動に由來する反日事項、(五)一般對日不法事件及朝鮮人壓迫問題即ち之である。

#### 一 鐵道政策に依る滿鐵壓迫問題

支那鐵道の進出に依つて滿鐵が一舉三千萬圓の減收を喫せしめられたのは昭和五年の事で、これを機轉として滿蒙問題は俄然として我國朝野の注意を喚起したが、併し其の由來するところは遠く大正十二年頃に起因してゐる。今當時から最近までの鐵道事情を概説すれば次の如くである。

△東北交通委員會



大正十三年四月奉天に東北交通委員會の設立を見、之に依て汪劬たる支那鐵道熱は一個の組織と統制とを興へられたることとなり、同時に同委員會は滿鐵壓迫策源地たるの使命を有することとなり、蓋し東北の鐵道界は此の年、本委員會の設立を以て明かに一新紀元を劃したものである。昭和元年張作霖の北京進出に伴ひ一時其の機能を中止されたが、其の關外撤兵と共に之を復活し常蔭槐之を主宰し支那の滿蒙鐵道計劃の基礎を築いた、其の後昭和三年十二月常蔭槐は例の楊常槍決事件で銃殺され、現在は高紀毅主班たり、昨年未其の畫策せる東北鐵道計劃の一度び成るや日本の輿論激化する。

#### △洗昂線問題

早川滿鐵社長の遺策を繼承して川村社長時代引續き支那側と交渉し、大正十三年九月安廣社長時代に布設工事請負契約成り、十四年五月起工し昭和元年七月竣工したるものであるが、工事費に關する日本側の會商要求に對し支那側應せず、元利の拂込は元より借款の切替へすらも行はれてゐない。而して本線の工事請負利権の代償として瀋海線の布設權を放棄し、其の支那側自辨を默認した経緯と影響とに就ては後掲瀋海線問題及滿鐵クロス問題の項に於て説明の事とする。

#### △瀋海線問題

前項洗昂線敷設請負の代償として日本側は瀋海線の支那自辨敷設を默認することとなつたのであるが、滿鐵側の意向としては同線を一獨立鐵道とし滿鐵の培養線たらしむると云ふにあつたが、其の竣工と共に北事線と連絡して純然たる滿鐵競争線となり、更に吉海線の竣工と共に吉海、瀋海、北事の直通連絡を開始するに至つた。本線の自辨布設默認は滿鐵平行線布設禁止默約を日本自ら破棄し支那

側が打通、吉海等條約違反線布設の口實を興へたるに等しきものとして日本側の重大失策とせられてゐる。起工大正十四年七月、竣工昭和二年八月。支那側は之を悉く自國の技術と技師を以て竣成し、支那鐵道界に一新紀元を劃した。

#### △吉敦線問題

大正十四年十月滿鐵との間に吉敦線布設請負契約成り、翌昭和元年支那政府は該契約無効を宣布しただけれ共、之に關せず同年六月滿鐵は工事に着手し三年八月之を完成す、但し支那側は右工事費決算に關する日本の交渉に應せず。

#### △打通線問題

打通線建設の議は既に大正十四年頃、瀋海線自辨布設權獲得と共に擡頭したものであるが、愈々工事に着手したのは昭和元年である。同線は打虎山、八道溝までは大正十一年十二月起工、運炭鐵道として開通して居り、第二段八道溝以北は昭和元年八月に起工して二年十二月之を完成した。日本側は再三抗議したけれども支那側肯んせず、却つて其の工を急ぎ、之により齊克、洗昂、四洗、打通の所請東北西部幹線成り、營口より北滿へ一路直通するに至つたのである。

#### △吉海線問題

吉海線は滿蒙四鐵道の一で其の敷設權は日本側の保有する所である。然るに昭和元年十月支那側に同線布設の議起り、二年五月愈々工事に着手したものであるが、右に關し支那側は日本に何等協議する所なく全く獨斷を以て敢行したもので、日本側は例に依つて抗議したが例によつて効果なく四年八

月之を完成し、茲に吉海、瀋海、北事の所謂東北東部幹線が成つて、五年十月には吉林、奉天、北平間の直通列車を運轉するに至つたのである。

#### △滿鐵クロス問題

元來滿鐵線のクロスは明治四十二年の奉天城根支線協定に於て、瀋陽驛を京奉（現在北事）線の始發驛としてのみ承認されてゐるもので、瀋海線の始發驛としては別に一驛が設けられたのであつた。然るに昭和二年以來之を連結して瀋海、北事兩線の連絡輸送を開始したので、日本側は其の條約違反を責めたが、支那側は河童の尻で相手にせず、後には前項の如く天下の公道と稱して吉海、瀋海、北事を連絡直通せしむるに至つたものである。

因に當初日本側が瀋海線の支那自辨組織を承認したことに就ては、該クロスにより同線が北事線と分離中斷さるべきものとし、然れば従つて同線は滿鐵の培養線たるべしと云ふ算定の下に爲されたものであるが、結局は右の如くクロス協定は空文化された爲め、同線は有力な滿鐵競争線となつたものである。

#### △洗昂線車輛の瀋海線流用

前項と同時に支那側は滿鐵瀋海連絡協定を無斷放棄し、且つ滿鐵の擔保物なる洗昂線車輛を瀋海線に流用した。之は昭和五年滿鐵の嚴重抗議で取止めた。

#### △支那側日本借款を賠償す

滿蒙に於ける日本の鐵道借款は吉長線の六百五十萬圓をも含め總額八千四十七萬圓、之が利子二千

三百五十一萬七千圓、合計一億三百九十八萬七千圓となつて居るのであるが、其の内洗昂線は工事費三千七百萬圓、利子三百四十八萬圓となつてゐるが、支那側は其の決算交渉を延引して同鐵道の借款總たることを回避し、剩へ同鐵道日本人顧問の契約上の權限たる經費支出書類連署權を無視し、滿鐵より再三の抗議を持ち込めるも受付けず、吉敦線工事費は二千四百萬圓、之が利子四百十四萬圓に對しても同様なる上に同鐵道會計主任には日本人を採用することになつてゐる契約を實行せず、更に四洗線の如きは元金三千七百萬圓、利子一千五百八十九萬七千圓の巨額に上り、短期借款契約期限は昭和元年五月末を以て満了して居るに拘らず之が切替に應じない。之を謂はば滿鐵は自分の金で支那の鐵道を建設してやり、然も得る所は無一物ならまだしも却つて反噬せられてゐるのである。自縛自縛と云ふか飼犬に手を噛まれたと云ふか、兎も角馬鹿を見てゐる日本である。

#### △支鐵統一計畫の進捗

昭和三年支那側は滿蒙各支那鐵道及滿鐵に對し東北交通委員會の承認を経ざる一切契約の無効を宣言し、同時に瀋海線を民營より省營に移管した。

#### △昭和三年の支那政局の變動

昭和三年五月日本では田中内閣が東方會議を召集し、支那の輿論を刺戟する所あつたが、北支の戰局急變せるに鑑み同月滿洲治安維持を聲明するところあつた。六月には奉天驛頭で張作霖の爆死事件があり、七月には張學良が全國に和平を通電し、十月には國民政府委員を受諾、十二月には東北の易幟を斷行して東北は南京政府に從屬することとなり、日滿支の關係はこの時より日支の關係となり、

日本の立場は甚しく不利となつた。

#### △吉會線問題と楊常槍決

吉會線問題は明治四十二年の五案件條約に於て我國が布設權を獲得し、大正七年一千萬圓の前借をして借款準備條約が成立し、十年五千萬元の續借款契約を締結したのであるが、吉黑兩督軍及排日派の策動で工事着手に及ばず、越えて昭和三年五月田中内閣の東方會議で其の完成を決議し、山本滿鐵社長が北京に出張して張作霖を説伏するまで溜り付けたが、布設経路の變更で地元關係者の反對運動に手古摺つてゐる所へ突然張作霖の暴死で頓挫し、次いで十二月山本社長再び奉天側と會商して楊宇霖も略々同意し工事着手の所まで話が進んだ所へ猛烈な排日運動が起り、利へ翌四年一月楊宇霖、常藤槐の銃殺事件となつて竟に行働みの止むなきに至つたのである。

#### △四洸局副所長設置問題

昭和四年支那側は四洸局に副所長を設けんとした、之は日本人所長の權限を牽制せん策に出でたるもので日本との契約に違反するものであり、日本の抗議で沙汰止となつた。

#### △支鐵の貨物吸收策

已に昭和二年には東北西部幹線成り、昭和四年には東部幹線成つたので、四年八月支那側では運賃を低下して輸送貨物を自國鐵道に吸收するの策を立て、一面同年四月頃より漸く低價を迫れる保安を利用し、其の策は翌五年には愈々圖に當つて滿鐵は無殘の減收に達着し、併せて奉天以北の滿鐵沿線諸都市―開原、四平街等は昔日の繁榮跡方もなく廢墟に等しい寂れ方となつた。

#### △日支關稅協定成立

昭和五年五月日支關稅協定成立し支那の關稅自主權を確認す。本問題は鐵道政策と直接關係なければども後述戻稅廢止、二重稅賦課問題等と關連し大連港の封鎖、延いて滿鐵の輸送業務に大打撃を與ふるの因を爲した。

#### △葫蘆島築港問題

葫蘆島の築港は明治四十二年、時の東三省總督徐世昌に依つて計畫され、其の後數回に亘り計畫もされ工事にも着手されたのであるが、其の都度資金關係其の他の事情で沙汰止となつてゐたものが、昭和五年奉天政府は國民政府の承認を得て七月初めて本格的築港に着手したもので、一箇年の吞吐力三百萬噸より五百萬噸に擴張せんとしてゐるのである。本港は大連に對抗する北支唯一の良港で其の完成の曉は絶大なる打撃を大連に與ふるものと豫期され、更に其の地理的關係上蒙古方面との輸出入吞吐港たるべく期待さる。工事總額六百四十萬弗で和蘭會社との間に契約されてゐるのであるが、一説には獨逸資本とも亦米國資本とも云はれ、其の意味で二重の意義を有するものとせられるのである。

#### △秦皇島自由率運賃認容問題

葫蘆島の築港が尙は數年を要するので支那側では差當り不凍港たる秦皇島を以て之に充てんとすも、運賃が現行の如く大連との間に大なる開きがあつては其の目的達成覺えないので、葫蘆島問題發生と前後して歐洲復興運賃同盟に對し同港歐洲間の滿洲特產物運賃を大連と同率たらしむる様提議したが、同盟の態度は之に賛成で大勢は之を認容に傾いて居る。因みに從來秦皇島積歐洲向特產物運賃

は上海歐洲間運賃を基礎として定率を定められて居る關係で、大連積の場合に比し可なり高率となつて居り、例へば大豆大連積一八志、上海積四〇志の所、秦皇島積は四三志六片となつてゐるのであるが、今同港が自由率認容港となれば大連港同權船會社と荷主との間に自由に運賃の取極めが出来、さうなれば喬克線より搬出の特産物一車に付き大連より百二十圓割安となる。従つて其の結果は大連と滿鐵に對し相當の打撃となること明瞭なる所である。

#### △營口河北驛の復活

支那鐵道の完成に伴ひ西部、東部兩幹線よりの貨物は陸續として營口河北驛に流入し、一方輸入貨物も運賃關係、關稅關係より大連を避けて同港に集中するゝ事となつたので、過去二十有餘年間其の繁榮を大連に奪はれてゐた同港は、再び往年の盛時を復活せしむると共に俄かに港灣設備の不完全と狹隘とを感ずるに至り、昨昭和五年に入ると、もに、倉庫の増設、埠頭の修築擴張等に全力を注ぎ、更に同港唯一の缺點とせらるゝ冬期四箇月の結氷期間に對する對策としては昭和六年一月初めて碎氷船を試用して見たが、其の結果は至極良好で明年度からは從來四箇月の結氷期を精々一箇月半餘に短縮する目算がついたと稱せられる。

#### △東北購運事務所設立

昭和六年一月奉天に東北購運事務所の設立を見た。同所の使命は特産の買占めと特産市場に於ける日本の統制權奪取と及び特産運輸の獨占にある。これも支那鐵道進出が生んだ時代の產物と云へる。

#### △北滿豆粕の陸路歐洲輸送

昭和六年三月北滿豆粕の陸路歐洲輸送が斷行せられたが、之れ亦特産市場の統制權を日本より奪取せん目的が其の一つであると共に、其の成績如何により大豆の陸路輸送が試みられる筈で、其の結果滿鐵の輸送に影響すること論を俟たぬ。

#### △昭和五年度滿鐵減收

支那が滿鐵に挑戦し來れる第一年目たる昭和五年度間に於ける滿鐵の運輸成績を見れば、客車收入一千四百六十一萬一千圓、貨車收入七千七百九十三萬六千圓、其他收入（倉庫收入、附屬港灣收入、諸口收入計）三百八十三萬圓、總計九千三百二十一萬八千圓で、前年度の一億二千二百萬圓に比すれば二千九百萬圓約二割五分の大減收となつて居る。之れ世界的不況の上に、銀價慘落、支那鐵道の脅威に依る事勿論なれ共、滿鐵の不振は單純なる一般經濟上の理由だけに止らず、その原因は支那鐵道の包圍策等の一層根本的なる點に存するが故に、滿鐵の蘇生には多量の政治的考慮を必要とすること云ふまでもない。

#### △支那海關の戻稅廢止及大連港に限り免稅單の發給廢止

昭和六年四月支那海關は支那開港積出外國貨物の奥地向輸入に對する戻稅廢止を斷行すると共に、同上貨物の大連港通過分に對しては免稅單の發給を廢止する旨聲明する所あつたが、之がため大連港通貨奥地向外國貨物は二重稅を徵せらるゝ事となる。これ取りも直さず大連港及滿鐵に對する封鎖を意味すると共に營口港及自國鐵道に對する貨物吸收を意圖されたもので、其の影響は滿鐵平行線の馳驅と同様若くは夫れ以上のものあるべく豫期せられる。

## △營口、哈爾濱間新輸入経路確立

哈爾濱航業聯合局では今年より洗昂線江橋驛と哈爾濱間に航路を開き、五月北寧、打通、四洗、洗昂の各鐵道を連絡して營口、哈爾濱の一輸送系統を確立せんと計畫中で、差當り右経路に由る鹽三百萬ポンドの哈爾濱輸入を試むべく、更にセメント百萬ポンドの契約交渉中と傳へられる。蓋し輸入方面に於ける組織的挑戰の端である。

## △興京、瀋海連絡計畫

昭和六年六月瀋海線南口前驛との連絡鐵道布設が支那當局に認可され近く工事に着手する運びとなつてゐるが、同地方農産額は百五十八萬石で從來撫順に出廻つてゐたものが悉く興京に奪はれ、瀋海線より北寧線に吸収さるゝものと見らる。

## 二 關稅政策に依る經濟封鎖問題

昭和五年日支關稅協定が成立して支那の關稅自主權が確立せられたことが一轉期となつて、六年には實に關稅政策に依る滿鐵及大連港の經濟封鎖時代の展開となつたのである。

## △日支關稅協定の成立

昭和五年五月日本は列國に遅れて對支關稅協定を成立せしめた。本協定の主要意義は第一條の「日本國及支那國の政府は日本國の領域内及支那國の領域内に於ける物品の輸入及輸出に對する稅率、戻稅、通過稅並に噸稅に關する一切の事項は、夫々日本國及支那國の法令に依り専ら規律せらるべきを約す」と云ふ日本の支那關稅自主權承認にあること云ふまでもない。實に支那はこの根據により昭和

五年五月限り安東の三分一減稅撤廢、本年一月一日の輸入稅増徴、その他曰く何、曰く何と矢繼早に各種新關稅政策を樹立し、且之を以て日本の經濟力排撃の武器たらしめつゝあるのである。

## △戻稅廢止、大連港二重課稅問題

大連港二重課稅問題は最も重大性を帯ぶる問題であつて、滿洲に於ては恐らく現下の法權撤廢問題よりも更に一層留意すべき重要問題なりと謂ふべきである。

從來支那海港(主として上海)に陸揚げせられて一度輸入稅を支拂ひたる外國品が、再び船積せられて他の支那諸港を經由して支那奥地に再輸入せらるゝ場合は、戻稅制度の實施に依つて二重課稅の弊に陥ることを避け來つたのである。然るに本年四月一日より此の戻稅制を全體的に廢止することゝした、それと同時に支那諸港例へば營口、天津等經由の場合には免稅單を發行する事としたので結局は二重課稅とはならない。然るに大連港に限りこの免稅單を發給せずと云ふことになつたので、大連港經由の輸入外國貨物は茲に二重課稅を課される事となつたのである。

従つて奥地行外國貨物は大連を避けて支那諸港(主として營口)へ逃げて行くと云ふことになるのである。即ちこれが爲に日本の失ふ所は

(一) 關東州で消費される外國貨物は從來は戻稅で無稅に等しいものであつたが、自今は支那の輸入稅を納付したものを使用しなければならぬ。

(二) 奥地行外國貨物は大連から營口に奪はれる。

と云ふ二點に歸するのであるが、更に之が將來の影響を考へると

(一) 大連港の對支那貿易は阻止される外、船舶關係から滿洲産品の輸出貿易にも打撃を受けるであらう。

(二) 同時に滿鐵輸送貨物も往復共にそれだけ減少することになる。

(三) 將來葫蘆島の築港が完成の時は前述の影響が必然擴大されるのみか、支那側はこれに鋭意輸出貿易の助成を集中する結果大連港及滿鐵は致命的打撃を蒙る。

(四) これに伴ひ日本船舶業者も自然的に窮地に陥れられるであらう。

等々であるが、現在の所は支那經由外國品の大連港輸入數量は上海の分九割を占め、昭和四年度に於て其の額一千萬兩であり、其の内保稅品もあり、今輸入稅納入済みのものを假りに五割と見れば五百萬兩見當で、之に滿鐵の輸送減による運賃收入減を加算したものが差當つての影響と云ふことになる。其の點では小さいが併し前述の如き諸方面からの打撃を計算したら思ひ半ばに過ぎるものある事と思はれる。蓋し關東州としても大連及滿鐵としても本問題は其の興亡の根本に觸れる重大事である。

#### △支那の新輸出稅率制定と大連差別待遇

支那側では六月一日より新輸出稅率を實施し一般に舊稅率より高騰してゐるが、右取扱規定中に支那通商港關輸出には舊稅率を適用すとあり、之を反而より解釋すれば大連港に限り新稅率を適用することとなり、結局支那諸港との通商上大連港のみ高率なる新稅を適用され差別待遇を受けることとなる譯で、右に關し新輸出稅施行に關する追加取扱規定中には「大連向輸出支那土産品に關しては、その貨物が大連租借地陸揚げの場合は新稅率に依り課稅し、若し大連港經由東三省向の物に對しては舊

稅率を課し此の外に附加稅を課す」とあるのであるから、州内消費のみが新稅率適用の處遇を受ける事となるのである。而して現在支那土産品の大連通過奥地行數量は三十%で、其他連絡貨物として一旦大連に陸揚げせられた上に再び積出しされるもの若干あるも大部分は州内で消費されてゐる。

#### △前記二問題に對する考察

今前記二問題を要約して見ると

(一) 州内消費に於て前者では戻稅の恩典を失ひ、後者では新稅率即ち高率を賦課される。

(二) 奥地向に關しては前者は二重稅を賦課されるが、後者は舊稅率適用で従前通り。

(三) 支那諸港と差別待遇せらるゝ事に於て前者後者同然。

と云ふ三つの事實を抽出することが出来る。結局關東州は例外なしに支那關稅の處げを受けねばならぬことが判る。即ち關東州の自由關稅地帯たる機能が全然失はれる事となる。次に本問題は陸路の場合も將來同じ原則が行はれるとすれば、其の場合は昨今傳へらるゝ勞農露國の對支ダンピングが行はるゝと假定して、夫れ等の貨物は大連を避けて營口より一路中支に流入して行くこととなるのである。他方支那土産品の陸路輸出のことも未だ觸れられてゐない、併し原則上當然觸れ得る問題で、今其の場合のことを豫想して見ると陸路で來る支那土産品と云へば、先づ特産物其の他の工業原料品である。而して大豆、豆粕は稅率に變更ないから油房工業には影響はないが、其の他の州内消費品は新稅率を適用される結果、關東州の諸工業に重大なる打撃を與へることとなるのである。斯く觀じ來れば關稅政策による支那側の對日經濟封鎖策は滿鐵を枯渴せしめ、大連港を死港たらしめずんば止まざらんと

する概があるのである。

#### △撫順炭輸出税協定破棄問題

前項六月一日附支那土産品新輸出税率實施と共に、明治四十四年以來履行され來つた撫順炭の海外及支那内地向輸出税率一率〇・一〇海關兩とする協定を無視し、外國向〇・三四、支那向〇・一五の新輸出税率を適用する旨を滿鐵に通告して來た、これ明かに一方的聲明による協定破棄を意味するものである。最近滿鐵の輸出炭は一箇年三百七十萬噸内外で、内三割五分見當が支那諸港向で、其の他が外國仕向であり、其の輸出税は大連海關に於て一箇月後拂となつて居るから、外國向は強制通關が出来るとしても支那諸港向は支那の要求通り仕拂はないと到着港に於て追徴さるゝ恐れがあり、實際問題として石炭の輸出は一日の滯留を許さぬ事情にあるので、滿鐵では交渉の一部を外務省に委託し、嚴重抗議の上解決方を急速に講せしむると共に、支那諸港向移出炭に對しては新税を支拂ひ、日本向には舊税を支拂ふ形式を取り、税金が後拂なるを利用して其の間に解決を計る模様である。

#### △滿鐵通過露國向貨物輸入税拂戻廢止

本年六月十二日支那側は輸入貨物にして滿鐵線經由の露國向又は歐洲向通過貨物に對しては一旦納入せる輸入税を拂戻さるべしとの通牒を發した。本問題は明治四十二年露國より鐵道によりて哈爾濱經由大連に輸送せられ又は其の反對に大連より鐵道にて露國に輸送せらるゝ貨物に對して、一旦納入せる輸入税を到着海關に於ける證明書に依り拂戻を受け得ると云ふ協定があるもので、今日は露國より大連向には觸れず専ら大連より露國向に限られて居るものであり、現在其の影響は微々たるもの

であるが、併し一方的意志に依る協定破棄の不法は原則的に許し難い所で、尙且つ今日は當時と四圍の事情が變化し、營口、安東等から滿鐵とは關係なしに露國又は歐洲向の陸路發送が可能の状態にある際、將來の影響に就て見れば相當重大視されるのである。

#### 三 國內税制政策に依る附屬地經濟對策問題

以上は關稅方面に於ける支那側の大連港及滿鐵壓迫策であるが、次に國內税たる營業稅及統稅の實施に依つて沿線各地に於ける本邦商品及商人に對する壓迫の手が加へられつゝあるのである。抑々この營業稅及統稅は本年一月一日宣言せられた釐金に代はる新稅として五月一日より一律に賦課せらるゝこととなつたのである。

#### △營業稅と附屬地在住支人課稅問題

先づ營業稅に關しては中央政府の營業稅大綱では資本金を課稅標準とするもの以外、稅率は千分の二を超過するを得ずとなつて居るのを、遼寧省では百分の一乃至二と定め、更に之を附屬地居住の支人にも課稅する旨の布告を出した事に依つて我が行政權侵害の事實を構成し、問題は政治的にも重大化したのであるが、稅捐局では出產稅(従前よりありしもの)百分の三、營業稅百分の二を見積り賦課する方針で、又附屬地日本人でも城内搬入の貨物に對しては支那人同様徵收する意圖を有して居るものであり、一方城内居住邦人に對しても營業稅を賦課強要するに至つて之れ亦治外法權問題に關連する政治問題の性質を帯びしめ、要之、營業稅問題は經濟的壓迫と共に我が權益侵害の二重の意義を有するものとして重大化しつゝあるのである。仍つて奉天總領事は五月五日之に對し正式抗議したのであ

るが、それにも拘らず奉天、安東等に於ては支那側の不當徵稅問題が頻發しつゝあるのである。

#### △統稅と附屬地邦人課稅問題

次に統稅に就て見れば、遼寧省で之を賦課する品目は綿絲、セメント、麥粉の三種であり、海路大連經由奥地行のものに關しては大連海關に於て徵稅せしむることに大體日本側も承認を與へた模様である。所で支那側は之を我が行政區域たる遼陽の滿洲紡績會社及安東附屬地にも之が徵稅事務を開始しやうとしたので、問題は營業稅問題の場合と同様重大化しつゝあるのである。其の事例は殆んど枚舉に遑あらず、茲には遼陽の滿洲紡績に絡まる不當徵稅問題の経緯を擧ぐるに止めやう。

#### △滿洲紡績徵稅問題

本年五月初旬遼寧省政府では遼陽鐵道附屬地に本社工場を有する滿洲紡績會社に統稅徵收を通告し、剩へ同會社に徵稅吏を常駐せしめて徵收事務に當らしむる旨通告し來つたので、同會社では當局を通じ支那側と折衝を續けつゝありしに拘らず、遼寧省財政廳では實力を以て徵稅の目的を達せんとして各所で滿紡製品の差押へを行つた。其の後兩當局間に意見の交換行はれたが、支那側は稅吏常駐を主張して譲らず、一方日本側の態度も極めて強硬なるものあつたが、外務省よりの回調により、徵稅吏を附屬地に駐在せしむることを拒絶すると同時に差別徵稅に應ぜざることを條件として、便法による自發的納稅は滿紡が上海の紡績同業組合に加盟し、組合員である以上同組合が南京政府と自發的納稅を契約しあるを默認して居る關係もあれば、暫く默認するの外なかるべしと云ふことになり、種々交渉の結果、結局支那側も日本側の意圖を容れ五月末に至り、滿紡の出荷に就ては其の都度遼陽稅

捐局に申告の上納稅手續をなし、稅率も紡紗廠と何等差別する所なかるべしと云ふことに圓滿解決を告げたのである。

#### 四 支那の興國運動、自強運動に由来する反日事項

同じ日本抵制でも日本抵制其の物よりか、支那自體の興國運動、自強意識が主となつて其の發する所反日的態度となつたと見られるものを左に算へて見る。

#### △滿洲に於ける支那炭の活躍

支那炭は大正十年から昭和四年迄の九年間に二十五割を増掘してゐる。其の上昨年あたりから自國炭使用令を出して人爲的に撫順炭の壓迫を策し、之に財界不況、銀安等の關係で昨年度は撫順炭の販賣減少額は三十八萬噸二千萬圓に上つた。

#### △滿鐵附屬地郵權問題

昨年九月東北政務委員會では哈爾濱郵務工會宛て吉林、黑龍兩省發送の支那郵便物は今後一切滿鐵附屬地を經由せず支那鐵道に依る様研究されたしとの命令を發し、其の結果一時は長春郵便局を中繼しての支那行小包郵便物皆無の状態を現出した。其の後本問題は何等の展開を見なかつたが、本年六月初旬先づ奉天に於て附屬地と城内の境なる西塔大街三丁目及千代田通馬明灣に郵便局を設置し、支那人に使用せしめる事となつたが、之は支那側郵便權回收の前提と見られてゐる。

#### △外國法人の訴訟能力問題

昭和五年五月三井物産上海支店では其の買辦支那人某が社金百萬圓を拐帶逃亡したる事件に對し、



同人及其の連帯保證人たる洪某の兩人を被告として損害賠償請求訴訟を上海特別區地方法院に提起したるに對し、被告代理人辯護士は支那の國法によれば法人は總て官廳に登録するに非ざれば法人格を取得しない、三井洋行は支那の法命に従ひ未だ登記せられざるを以て支那國法上法人格を有しない、従つて支那の法廷に於て訴訟能力を認むることが出来ないこと抗辯したることにより曾て前例なき紛糾を惹起し、之は明かに日本の領事裁判權享有を無視し、且つ國際私法上列國が認めて採用し來つた法人格と訴訟能力とを區別する原則に反するものとして三井は論駁した。裁判長は支那民法を楯に右被告側の論旨を支持し、結局前例を破つて三井支店長個人の訴訟提起と云ふことになつたのである。

#### △支那鐵道の外國貨物差別待遇問題

昭和五年末以來南京政府では自國工業振興の見地より外國製貨物に對しては自國製品よりも高率の運賃を課し、例へば綿織物の如き同じ一噸を假に二百キロメートルの他地に轉送する場合、該品が輸入品又は在外外國工場製品なる時は之を二級品として噸當り三弗八十五仙を徴する、然るに之が自國品である場合は四級品とし一弗三十六仙を徴するに過ぎない、即ち外國品は支那品に比し二十八割三分の高率となるのであるが、其の他の一切品目悉く大なるは二級小なるは一級の差のないものはない。之が爲に最大の打撃を受けるは日本の紡績品で、中にも在支紡績工場は甚だ苦境に陥る事となる。就税は外支平等とされても運賃率に斯の如き差等を設けられては結局外品の不利となるので、日本當局は南京政府に對し嚴重抗議する所ありたるも未だ圓滿解決を見ない模様である。

#### △小型汽船の通商禁止問題

國民政府は支那沿岸に活躍する邦人漁業の牽制と密輸入防止の目的を以て、本年二月小型汽船の沿岸通商禁止令を發したが、右は其の本質に於て(一)自國漁業の保護策、(二)内水航行權の回收を意味するものとして重大視されて居る。差當り之が爲に打撃を受けるは我國の發動機漁船であつて、若しも本令が關東州にも實現せられた場合には小型發動機船六十隻を有する漁業關係者は、從來漁獲物を大連に賣捌いてゐたのが、近來採算不能に陥つて芝罘、青島其の他の支那諸港仕向の續出を見て居る今日殆んど致命的打撃となるのである。安東の如きは同様二十六隻の發動機船を有するので此の方面の打撃素より少くないが、更に鴨綠江貿易に多大の影響あるものとして憂慮されてゐる。

#### △鹽酸輸入に對する護照運單強要問題

從來鹽酸の支那輸入税は七分五厘であつたが本年一月より五分に低下された、之は支那の工業開發上の必需品と云ふ見地に基いたものであるが、然るに三月下旬國民政府は上海總稅務司宛右品輸入には爾今護照及運單を必要とする旨訓令する所あつた。

現在化學工業の基本原料たる硫酸、硝酸、鹽酸の三種は主として日本よりの輸入に俟つて居るのであるが、支那側としては將來是非國産に依つて其の基礎を確立せねばならぬとの意圖より、有力實業家及官民合同にて此の種藥品製造工場建設の議が進みつつあり、仍つて國產助成の意味から殊更繁雜な護照手續の如きを強要するに至つたものと思はれる。即ち護照下附に就ては手数料は一千ポンド七圓であるが、護照及運單の下附には僅に一箇月半の日子を要するので此の點商人の最も苦痛とする所である。大連に於ては最近州内鹽六千噸を使用し年産額五千噸の鹽酸工場設立を目論まれて居る折

柄なので關係方面は少なからぬ困惑状態に陥つて居る。

#### △撫順のオイルシエール採掘に對する抗議

本年四月下旬國民政府は公文を以て撫順のオイルシエール採掘に對する抗議を我國政府に提起した。元來本問題は昨年五月に制定せられた鑛業條令に端を發し、支那側の言分では石炭の採掘は滿蒙五案件條約に依つて明かに認められてゐるが、オイルシエールの採掘には觸れてゐない、日本側は廢物の採掘と稱するけれども本鑛は世界にも稀れた重要鑛産で斷じて廢物ではないから、日本側の辯護は意味をなさぬと云ふのであるが、日本側は之を默殺して居る。同様の問題は支那側は滿洲に於けるマグネサイドの採掘及後掲石灰山の採掘にも持出して居るのであるが、日本側の意圖は無論オイルシエールの場合に於けると同様である。

#### △關金兌換券の發行

五月一日上海支那中央銀行は關金兌換券なるものを發行した。之は金準備の兌換券で目的は海關納入に便する爲とあるが、將來一般通貨として流通せらるゝのではないかと見らるゝ多くの節があり、それはさて置きこの兌換券は未だ滿洲に使用されず、之を問題とするは早計の誹りあるかも知らぬが、安東海關には既に使用せんとした形跡あり、將來大連海關にまで之を及ぼすに至らんか、現在關稅納入に使用されてゐる正金銀行の發行する銀券が單に其の片影を没するに止まらず、滿洲金融界に重大なる結果を招來することあるべきを今日より覺悟しなくてはならぬ。

#### △對日土地禁賣令

昭和五年五月奉天省主席臧式毅は管内一般に左の如く布令した。日本人に對し土地を賣却若くは貸與したる者は十畝以内は懲役三年、三十畝以内は懲役十年、五十畝以内は無期懲役、百畝以上は銃殺の刑に處す、媒介者又同罪に處す。同月末更に外人との土地家屋商租の紛糾を避くる爲め遼寧省は民國二十九年（昭和十五年）を限り既往の契約を一切停止し商租してはならぬと各縣に通令した。

#### △本溪湖附近石灰山回收問題

本年五月下旬本溪湖附近邦人經營の奉天セメントその他石灰山に對し、支那官憲が苦力作業を強制中止せしめたる事件があつたが、元來右石灰山は支那人地主と邦人との直接契約に依つて十數年來邦人により經營せられ來つたもので、今日一部契約満了となりたるものあるを機會に支那側は先頃國民政府制定の工業條例を楯に之が回收を計つたものと見られてゐる。之に對し日本側では一方的法令に依る利權の回收は不當なりとして嚴重抗議する所あつた。

#### 五 一般對日不法事件及朝鮮人壓迫問題

茲に所謂最近に於ける一般對日不法事件とは前述の如き系統的、組織的な反日以外に既往より一貫した一個の氣勢としての排日運動が生んだ各種對日不法事件中の最近に屬するものである。次に朝鮮人壓迫問題は過ぐる大正十二年頃を一期とし、南よりは北支避難民が、東よりは朝鮮人移民が期せずして一時に滿洲方面へ流入激増を示した頃から漸く支那側では朝鮮人問題は移民防止策として一個の政策化して居る重要問題であるが、今は之を一般排日事件と一括して本項に其の事實を列示する事とする。

#### △昭和四年

三月 安東陸境三分の一減稅撤回を布告したが、日本の抗議で一時取り止めの所昨昭和五年二月

より實施の運びとなつた。

四月 奉天神原農場に對し無断で同農場を横斷する北陵鐵道を布設したので、六月神原氏は非常

手段を以て之を撤去した。

五月 駐奉歩兵第三十三聯隊第五中隊が野外演習中群集中の支那巡警突然發砲し、邦人を負傷せ

しめた。

同月 撫順高連屋部落一番の鮮農が水田植付中、支那村長等の引率せる暴民は三百餘名の鮮農を

包圍發砲した。

七月 五日には奉天黨業輕鐵破壞事件があり、十日には大石橋伊藤洋行經營の滑石嶺山の支那巡

警發砲事件あり。

同月 安東に於て我が警官が支那官憲に逮捕され、同月末には龍井村領事館警察署巡查二名は支

那巡警に暴行を加へられた。

九月 長春駐在第三十八聯隊が石碑嶺方面に於て演習中、同地公安局巡警隊は之を一斉射撃し事

件後幾何もなくして我が兵四名支那軍隊の爲に射殺された。

△昭和五年

四月 閩島和龍縣の我が警察分署に數十名の支那暴民押寄せ、支那官憲指揮の下に分署長の毆打

事件あり。又閩島連絡班の古賀某は支那巡警に毆はれ重傷を負ふた。

同月 東明中學校及小學校が支那當局の強制處分に遭ひ、鮮人の共有財産たる校舍を奪取され支

那側は之を縣立學校に編入し、引續き各地に散在せる私立學校にも武力を以て彈壓を加へ

益々其の範圍を擴大す。

五月 ヌーデー當日不逞鮮人の哈爾濱日本領事館襲撃事件あり。六月犯人三十二名就縛せるが支

那側は之を日本に引渡す事を拒絕し、内二十四名は密かに釋放し、八名は吉林に護送せん

としたので嚴重抗議した。

同月 上達貝溝居住鮮農に對し巡警百餘名を派して驅逐した。

同月 輯安縣第二公安局分局第二分所長は鮮農成某の妻女に或種の要求をなし、拒絕せられたの

で同家の退去を嚴命した。

同月 臨江縣入道溝公安局分局長は軍隊三十名の應援を得て管内居住鮮農百餘名に對し立退きを

嚴命した。

同月 安圖縣高麗農子公安分局長は同地鮮農八十餘戸に對し立退命令を下した。

同月 六日夜龍井村民聲報社に鮮支人の口論起り不穩の状態に陥つたので、我が警官隊十名二隊

に分れ鎮壓に赴いたが、一隊六名が現場に到着するや支那巡警及支那兵が矢庭に之に向つ

て發砲し、高橋巡查は頭部及脚部に二發の銃弾を負ひ、吉岡、藤田の兩巡查は背後より銃

劍に突刺されて即死した。閩島領事館では應急處置として朝鮮總督府より應援警官三百名

を招致したが、如何なる事情の伏在せるか右應援隊は十一月五日未明極秘裡に閩島を引上

げた、時人呼んで夜逃げとなす。

同月 寧古塔鮮人小作人百餘名は支那地主との争議より支那軍隊と衝突し、死者二十名、負傷者數十名を出した。

△昭和六年

四月 南京に發生した新聞聯合彈壓事件は東北にも飛火して、官憲は各新聞社に對し同聯合の通信電報掲載禁止を命令した。

同月 遼寧省外交協會は旅大回收問題、在滿日本人不法對策、治外法權撤廢等を決議した。

五月 吉林省政府は間島官憲に對し商埠地外に於て犯人を検挙したる場合は武力を以て奪取すべしと命令した。

同月 奉天富山縣人會が東陵で家族會を開き、歸路トラックにて婦人子供の一隊が城内四平街を通行中人力車と小衝突し、運轉手と車夫と口論を初めしを見て、附近より多數巡警馳けつけ殴打し、更に車上の子女數十名を引卸して頭髮をつかみ、着衣を捲くり、革帶で殴る等言語に絶する凌辱暴行を加へた。

同月 本溪湖日本人經營の奉天セメント其の他の石灰製造工場に對し巡警の一隊乗り込み來り、従業員苦力に對し作業に従事するものは直に檢束すると威嚇したので、一齊に作業不能の狀態に陥つた。

同月 長春縣高寶山附近鮮農四百餘名が支那人地主と契約の上土地を借入れ水田工事を營む中、

地主側は四、五十名の農民を引具してこれを妨害したるに依り、鮮人側も二百餘名を非常召集して之に備へたる所、支那側では武裝巡警隊出動して鮮人を驅逐せんとし、報を得て長春領事館より警官隊を派し武力に訴へても之を阻止せんとするに至り、事態悪化するが双方の譲歩により危く正面衝突は免れた。然しこれが爲め鮮人の悲憤報復となり、過般の朝鮮騷擾事件となつたのである。

同月 本溪湖附近の鮮農は約一千天地の水田を耕作中なるが、支那側では數名の武裝巡警を現地に急行せしめて三日以内に立退を命じた。

同月 吉林當局は又々鮮人小學校に對する彈壓を開始した。

六月 哈爾濱明治洋行に於て日支人の些細なる喧嘩に對し、一隊の支那官憲は武器を提げて臨み同洋行内に闖入して室内を蹂躪し、暴民が同洋行員に瀕死の重傷を負はしむる亂暴狼藉を働きつゝあるを制止する所なかつた。

同月 大石橋達鎮山娘々祭當日支那側公安隊員數名は一日日本巡捕を捉へ日本奴隸巡捕と罵つて暴行を加へ、急を聞いて馳せ付けたる我が刑事巡査が之を詰問したるに支那側巡警隊十數名は銃口を揃へて包圍威嚇し、折柄サイドカーにて我が警官三名が同所を通り掛るや彼等は之を包圍發砲した。

同月 瓦房店四國縣人會に多數の支那人がビール、サイダー瓶を盗むのを一會員が制止したる事に端を發し、群る支那人は衆を恃んで該邦人を公安局に拉致したので、縣人會長及幹事相

携へて身柄引取交渉に赴くや、局員及群衆は右邦人三名を取囲み袋叩きにして重傷を負はしめた。

同日 通遼東亞勸業公司農場では豫て支那官憲の諒解を得、邦里七、八里に亘る現場工事を營み居る所、支那官憲は俄に工事中止を命じ、更に同地公安局長は遊撃隊四十名を率ひて現場を襲ひ苦力頭を拘引し、苦力小屋を焼却して一千六百名の苦力に退散を命じた。

六月 通遼外交協會分會では(一)中國人は日本人に家屋を貸す事を許さず、若し違反する時は重禁す、(二)中日鐵道交渉に失敗あらば各縣外交協會を以て後援す、(三)中國人にして外國の奴隸的商人になるものに對し辦法を設け之を抑壓排斥す云々と決議した。

同日 大橋新任哈爾濱總領事は十日支那側より總領事不承認の通告を受けた、原因は明治洋行事件に對し強硬なる態度を示したこと、着任當初露紙記者に與へた會見談に於て滿洲の機會均等論に言及したることが支那の主權冒瀆を意味すると解されたるに由る。

同日 中甸東北當局は附屬地外に於ける日本人に對し、違警罪に類する各般の警察取締りは一切容赦なく嚴重處分すべしと内訓し、次で十八日吉林地方法院は未だ支那に歸化せざる朝鮮人九名に對し中央政府の指令を受けて夫れに判決を與へた。此の兩事件は法權廢棄聲明を理由に、實踐的に之が達成を示願するものとして重大視されて居る。

同日 長春附屬地内に支那巡警一の隊が闖入し、我が粕谷巡査を袋叩きにして引揚げんとした所を日本側警察官六十名が急援し兩者衝突して流血の慘事を見た。

### 第四 支那及滿蒙問題に關する日本商工會議所の對策

上來記述の如く支那及滿蒙問題の重大化に鑑み、日本商工會議所に於ては本年五月「支那問題常設委員會」を設置し、本問題を繼續的に調査攻究する事となつた。又一方左記大綱決議の上關係當局に建議する所あつた。

一、治外法權撤廢に關する支那の要求に對しては主義として同情する所なれども、支那に於ける司法及警察制度等の現状に鑑み、又現在治外法權を有せざる外國人の待遇に徴すれば即時撤廢は時期尙早なりと認む、然れども列國との關係に鑑み且つ實行上安全の保障ある場合に於ては部分的地域的其の他の方法に依り漸進的方針を採るも可なり。

二、滿蒙は我國と歴史、政治及經濟上最も緊密且つ重要な關係を有する特殊地域なるを以て條約及協定上我國の有する權益は絕對に之を確保するの要あり。

三、支那に於ける各種の不當課税及内外品に對する鐵道運賃の差別待遇等に關しては、條約の規定に基き有効なる方法に依り支那當局に對し嚴重抗議するの要あり。

四、近時支那に於ける排日的態度及之より生ずることあるべき日支關係の將來に付ては、國民一般が今一層之に留意し慎重に之が對策を講究するの要あり。

## 第五 結 言

要之、最近に於ける支那の對日態度は、華盛頓會議前後までの不平等條約撤廢とか權利回收とか云ふ政治的概念的な性質から、一轉して實質的且つ經濟的な性質に變化して來つたかに見られるのである。日本側としても從來何等か政治的の變化によつて、事情が展開されるのではないかと云つた様な漠然たる期待を以て、其の時期の來るのを待つてゐる様な傾きがあり。而して事あれば硬外交とか積極政策とか叫んで來たのであるが、最早やそんなことでは追付かぬ事態となつたのである。仍つて實際目前の一つ／＼の問題を冷靜に吟味し、そして叫びから實行に移らねばならぬ。次に支那の對日戦法を見ると既成條約の凡有る虚構を蚤取眼で探し出しては成否を度外して日本に突込んで來る。仍つて我等は支那人と同様熱心と努力を以て條約の再検討をやらねばならぬ。第三に支那側は大小善惡一切能動的である受身は常に五分の損があるのだから日本側は此の不利な立場から轉身せねばならぬ。對策に就ては人各々の考へがあらうが以上に依つて支那側の對日態度の大體は掴み得ることと思ふ。

FE82-4





